

事務連絡
令和3年9月6日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

FATF第4次対日審査報告書の公表等について

今般、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策のための国際基準の策定・履行を担うFATF（金融活動作業部会）より、第4次対日相互審査報告書が公表されました。

報告書では社会福祉法人を含む非営利団体に関し、「日本は、リスクのある非営利団体（以下、NPO等）についての理解が十分ではなく、そのため、NPO等のテロ資金供与対策のための予防的措置を強化するために、当局がターゲットを絞ったアウトリーチを行うことができていない。このため、日本のNPO等は、知らず知らずのうちに、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性がある。」等の記載が盛り込まれています。

併せて、政府は、今般の報告書公表を契機として、強力に対策を進めるべく、今後3年間の行動計画を策定・公表したところです。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の一定の関与のもと適切に行われているところですが、報告書にあるようなテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、活動する国、地域等によっては特に注意が必要です。

各所轄庁におかれましては、管内で海外事業を実施（計画中も含む。以下同じ。）している社会福祉法人に対し周知いただくとともに、別添4「マネーローンダリング・テロ資金供与の防止について」（令和元年8月30日事務連絡）参考2等に留意するよう注意喚起を行う等の適切な対応を引き続きお願いいたします。

今後、行動計画を着実に実施していくため、海外事業を実施する社会福祉法人に関する実態把握を行い、必要な対策を講じる予定ですので、予めご承知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考資料）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ○日交互審査報告書の概要（仮訳）NPO等記載部分の抜粋 | 別添1 |
| ○マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画 | 別添2 |
| ○社会福祉法人による海外事業の実施等について | 別添3 |
| ○マネーロンダリング・テロ資金供与の防止について | 別添4 |

(照会先)
福祉基盤課 法人指導監査係
TEL:03-5253-1111 (代表) 内線 2871

日交互審査報告書の概要（仮訳） NPO等記載部分の抜粋

主な評価結果

- i) (前略) 日本は、リスクのある非営利団体（以下、NPO等）についての理解が十分ではなく、そのため、NPO等のテロ資金供与対策のための予防的措置を強化するために、当局がターゲットを絞ったアウトリーチを行うことができない。このため、日本のNPO等は、知らず知らずのうちに、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性がある。

リスク評価、連携、政策策定（第2章；IO.1：R.1, 2, 33, 34）

8. 日本が直面しているテロリズムやテロ資金供与のリスクは相対的に低いことを踏まえれば、テロ資金供与リスクの評価と理解は、テロ対策の専門家からはよく示されている。しかしながら、この理解のレベルは、テロ資金供与対策を担う他の日本の行政当局の職員には及んでいない。テロ資金供与の訴追、対象を特定した金融制裁、及びテロ資金供与リスクに対処する必要のあるNPO等セクターへの支援に関しては不十分な点が存在するが、テロ資金供与対策の政策や活動は、よりリスクにフォーカスしたものである。

テロ資金供与と拡散金融（第4章；IO.9, 10, 11；R.1, 4, 5-8, 30, 31, 39）

20. 日本では、NPO等セクターに関するテロ資金供与リスクについての理解が十分ではなく、テロ資金供与に悪用されるリスクがある一部のNPO等に対し、リスクに基づいた具体的措置を講じていない。複数の日本のNPO等がリスクの高い地域で重要な活動を行っており、日本の当局によるNPO等セクターへの効果的なアウトリーチやガイダンスを早急に強化する必要がある。会計報告を含む、NPO等の運営における説明責任、健全性、国民の信頼を促進するための包括的な仕組みは、日本におけるテロ資金供与対策の具体的措置の欠如を緩和するのに役立っている。

優先して取り組むべき行動

- i) テロ資金供与に悪用されるリスクがあるNPO等、特にリスクの高い地域で活動しているNPO等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画

| 1. マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク認識・協調 | | | | |
|--|---------------------------|---|-------|----------------------------------|
| | 項目 | 行動内容 | 期限 | 担当府省庁等 |
| (1) | 国のリスク評価書の刷新 | マネロン、テロ資金供与及び拡散金融に対する理解を向上させるため、リスク評価手法の改善等によって、国のリスク評価書である犯罪収益移転危険度調査書を刷新する。 | 令和3年末 | 警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁 |
| (2) | マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置 | 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定・推進する。 | 実施中 | 警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁 |
| (3) | 国の政策策定 | 刷新された犯罪収益移転危険度調査書に基づき、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定する。 | 令和4年春 | 警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁 |
| 2. 金融機関及び暗号資産交換業者によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督 | | | | |
| | 項目 | 行動内容 | 期限 | 担当府省庁等 |
| (1) | マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化 | マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する監督当局間の連携の強化、適切な監督態勢の整備するほか、リスクベースでの検査監督等を強化する。 | 令和4年秋 | 金融庁、その他金融機関監督官庁 |
| (2) | 金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施 | マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる。 | 令和4年秋 | 金融庁、その他金融機関監督官庁 |
| (3) | 金融機関等による継続的顧客管理の | 取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。 | 令和6年春 | 金融庁、その他金融機関監督官庁 |

| | | | | |
|---|---------------------------------|--|-----------|-------------------------|
| | 完全実施 | | | |
| (4) | 取引モニタリングの共同システムの実用化 | 取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。 | 令和6年春 | 金融庁 |
| 3. 特定非金融業者及び職業専門家によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督 | | | | |
| | 項目 | 行動内容 | 期限 | 担当府省庁等 |
| (1) | 監督ガイドライン策定・リスクベースの監督強化 | マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、適切な監督態勢を整備するほか、リスクベースでの検査監督を強化する。 | 令和4年秋 | 警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁 |
| (2) | 特定非金融業者及び職業専門家に対するリスク評価・顧客管理強化等 | マネロン・テロ資金供与対策義務に関する周知徹底を図り、リスク理解を向上させる。この他、マネロン・テロ資金供与対策の強化の一環として、継続的顧客管理及び厳格な顧客管理措置、疑わしい取引の届出の質の向上に取り組む。 | 令和4年秋 | 警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁 |
| 4. 法人、信託の悪用防止 | | | | |
| | 項目 | 行動内容 | 期限 | 担当府省庁等 |
| (1) | 法人・信託の悪用防止 | 法人及び信託がマネロン・テロ資金供与に悪用されることを防ぐため、法人及び信託に関する適切なリスク評価を実施し、リスクの理解を向上させる。 | 令和4年春 | 法務省、警察庁 |
| (2) | 実質的支配者情報の透明性向上 | 全ての特定事業者が、期限を設定して、既存顧客の実質的支配者情報を確認するなど、実質的支配者に関する情報源を強化する。 | 令和6年春 | 法務省、警察庁、特定事業者所管行政庁 |
| | | 株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を今年度中に開始するとともに、実質的支配者情報を一元的に管理する仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して利用の促進等の取組みを進める。 | 令和4年秋 | |
| (3) | 民事信託・外国信託に関する実質的 | 信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施 | 令和4年秋 | 法務省、その他関係省庁 |

| | | | | |
|-------------------------------|------------------------|---|-----------|-------------------------|
| | 支配者情報の利用・正確性確保 | する。 | | |
| (4) | 法人・信託に関するガイダンス作成 | 都道府県警や国税庁等の法執行機関向けに、法人及び信託の実質的支配者情報に適時にアクセスするためのガイダンスを作成する。 | 令和4年秋 | 警察庁、財務省及びその他関係省庁 |
| (5) | 特定非金融業者及び職業専門家の顧客管理の実施 | 全ての特定非金融業者及び職業専門家に実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じる。 | 令和4年秋 | 警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁 |
| 5. マネロン・テロ資金供与の捜査及び訴追等 | | | | |
| | 項目 | 行動内容 | 期限 | 担当府省庁等 |
| (1) | マネロン罪の法定刑引上げ | 組織的犯罪処罰法について検討し、所要の措置を講じる。 | 令和4年夏 | 法務省、内閣官房 |
| (2) | マネロン罪の捜査・訴追の強化 | 重大・複雑なマネロンの更なる捜査・訴追や、マネロンの起訴率の向上のため、タスクフォースの設置、各種通達等の発出等を行い、これらを踏まえた捜査・訴追を実施する。 | 令和4年秋 | 法務省、警察庁 |
| (3) | 捜査・没収の強化 | 犯罪収益や、マネロンに関連する犯罪供用物の押収・没収・追徴を適切に実施するため、リスクが高い分野に関する犯罪収益追跡捜査、没収・追徴及びその保全の積極活用、没収の執行強化を行う。 | 令和4年秋 | 法務省、警察庁 |
| (4) | 税関の対応強化 | 国境での現金の差し止めを強化するとともに、現金の輸出入情報の警察庁への共有を促進する。 | 実施中 | 財務省 |
| (5) | テロ資金等提供罪の強化 | テロ資金提供処罰法について検討し、所要の措置を講じる。 | 令和4年夏 | 法務省、内閣官房 |
| (6) | テロ資金等提供罪の捜査・訴追の強化等 | テロ資金等提供罪の捜査・訴追に関する関係省庁の連携強化のためのタスクフォースを設置し、テロ資金等提供罪の捜査・訴追に取り組む。 また、テロ資金供与のリスク理解向上のため、当局及び特定事業者への周知を実施する。 | 令和4年秋 | 法務省、警察庁、その他関係省庁 |

| 6. 資産凍結及びNPO | | | | |
|--------------|----------------------|--|-------|--|
| | 項目 | 行動内容 | 期限 | 担当府省庁等 |
| (1) | 資産凍結措置の範囲の拡大と明確化 | 制裁対象者に支配される者等の資産凍結を実施するとともに、外為法による資産凍結措置の範囲を告示等により明確にする。また、国際テロリスト財産凍結法についても検討し、所要の措置を講じる。 | 令和4年夏 | 【外為法】 財務省、経済産業省 【国際テロリスト財産凍結法】 内閣官房、警察庁、その他関係省庁 |
| (2) | 遅滞なき資産凍結 | 国連安全保障理事会制裁委員会等による資産凍結等の対象となる個人・団体の指定後遅滞なく資産凍結措置を行うため、告示の発出プロセスを迅速化する。 | 実施中 | 外務省、財務省、警察庁 |
| (3) | 特定事業者による資産凍結措置の執行の強化 | 特定事業者のモニタリングなどにより、第三者が関与する制裁対象者との取引の防止を含め、資産凍結措置の執行を強化する。 | 令和4年秋 | 財務省、特定事業者所管行政庁 |
| (4) | 大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結 | 国連安全保障理事会決議等で指定された大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結を実施するための法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。 | 令和4年夏 | 内閣官房、警察庁、外務省、財務省、経済産業省、その他関係省庁 |
| (5) | NPOのリスク評価とモニタリング | NPOがテロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。 | 令和4年春 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省 |
| (6) | NPOへの周知 | 高リスク地域で事業を実施するNPOの活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。 | 令和4年春 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省 |

社援基発 0702 第 1 号
平成 30 年 7 月 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人による海外事業の実施等について

技能実習制度における介護職種の追加や、我が国の介護福祉士資格を有する外国人を対象とした「介護」の在留資格の創設に伴い、介護職種の技能実習生や在留資格を持つ外国人介護福祉士等の介護分野の外国人の受入れを円滑に行うための取組が開始されるなど、昨今、社会福祉法人が、新たに海外の機関・法人と連携して事業や取組を行う契機が生じているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、現状の社会福祉法人制度に照らして、社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等については別紙 1、社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等については別紙 2 のとおりとりまとめましたので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知の施行により、「社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について」（平成 29 年 9 月 29 日社援基発 0929 第 1 号当職通知）は廃止します。

別紙1 社会福祉法人が海外で行うことができる事業等について

第1 社会福祉法人が海外で行うことができる事業等

1 海外で行うことができる事業等の範囲

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、社会福祉法人（以下「法人」という。）の海外事業の実施を明確に禁止する規定は存在しない。よって、法人は、海外における事業や活動（以下「海外事業等」という。）を一切行うことができないわけではないが、そもそも法人は、法第2条の社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであり、社会福祉事業が国内において様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うための事業であることに鑑みると、法人が海外事業等を実施するにあたっては、一定の制約の下で行われるべきものと考えられる。

法人の海外事業等のうち社会福祉事業の一環として行う活動の外（以下「海外事業」という。）は、基本的に法第26条第1項に規定する公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）及びその収益を社会福祉事業又は公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）として実施されることとなる。

(1) 社会福祉事業の一環として行う活動

国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動については、国内における社会福祉事業の一環として、海外においても実施できるものであること。なお、法人の職員とは関係のない不特定多数を対象とした研修事業を実施するような場合は、(5)のとおり、公益事業または収益事業として整理すべきこととなる。

(2) 公益事業として行うことができる事業

法人に対しては、国内において税制上の優遇措置及び運営費の交付等の公的支援が講じられており、これらの財源は、国民が負担する公費等が原資となっている。このことを踏まえ、①日本国内の福祉の向上に直接的に関連する事業（(1)に該当するものを除く。）又は②日本の公的機関（政府機関、独立行政法人又は地方公共団体等）の補助又は助成を受けて行われる国際貢献のための事業については、公益事業として実施できるものであること。

(3) 収益事業として行うことができる事業

収益事業として行うことができる事業については、国内における事業実施の場合と同様に実施できるものであること。また、公益事業として実施できないものであっても収益事業として実施できる場合があること。

(4) 海外事業等を実施する法人の要件

ア 法第56条第4項に規定する勧告を受けている、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）1（1）に該当する等、事業運営が適切に行われていると認められない事由がないこと。

イ 海外事業を行うにあたっては、定款に具体的な事業内容と事業を展開する国を明記し、所轄庁の承認を得ること。

ウ 法人の事業の安定的運営を確保し、国内の福祉サービスを充実する等の観点から、海外事業の規模（すべての海外拠点に係る拠点区分事業活動計算書（第二号第四様式）のサービス活動費用計の合計額）は、原則として前会計年度の法人全体の

次期繰越活動増減差額の 50%を超えてはならないこと。ただし、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に 50%を超えるものでないと所轄庁が認める場合には、この限りでない。

(5) 海外事業等の具体的な内容

海外で行うことができる事業等としては、例えば、以下のようなものが考えられる。ただし、これに限られるものではない。

<社会福祉事業の一環としての活動>

- ・ 国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動

<公益事業>

- ・ 送出国の送出機関や準備機関と連携し、研修事業の委託、講師の派遣等を通じて、介護職種 of 技能実習生候補者の送出し支援等を行う事業
- ・ 送出国の日本語学校等の教育機関等と連携し、介護福祉士を目指す外国人留学生候補者の受入れ支援等を行う事業
- ・ 海外で介護人材を募集・育成し、国内での就労へと誘導するための事業
- ・ (独)国際協力機構(JICA)等から助成を受けて行う国際貢献事業(人材養成や海外の老人ホームへのノウハウ供与等)

<収益事業>

- ・ 海外の介護事業者のための研修事業
- ・ 海外の介護事業者のためのコンサルティング事業
- ・ 海外での老人ホーム運営
- ・ 海外での介護人材養成のための学校運営

2 海外事業等の資金

法人の財産については、収益事業から生じた収益を社会福祉事業又は公益事業に充当しなければならず(法第26条第1項、第57条第1項第2号)、また、介護報酬や措置費等については収益事業に充当してはならない(「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)等)といった制約があり、法人外流出が禁止されている。

法人の海外事業等は、出張所(法人格なし)の形態で実施することが考えられるが、当該海外事業等が公益事業に位置付けられる場合、法人の社会福祉事業、公益事業又は収益事業から生じた収益を、第1の1の(4)ウの範囲内で充当することが可能であること。一方、当該海外事業等が収益事業に位置付けられる場合、法人財産を充当することはできず、新たな資金調達(寄附等)が必要であること。

また、一般的には、海外事業等を、現地法人の設立により実施する形態も考えられるが、上記の制約を踏まえ、法人から現地法人への出資は認められないこと。

なお、法人が、海外の法人と協働して事業を実施することにより、海外で法人格を取得せずに事業を実施する場合がありますが、この場合も、当該法人への単なる出資は認められないこと。

第2 海外事業等の実施に関する留意事項

1 社会福祉事業の一環としての活動

当初、社会福祉事業の一環としての活動と扱うことが適当であると判断し、その後の状況の変化により、定款上または計算書類上、個別の事業として認識すべき事由が認め

られる場合には、同様の取り扱いを継続することは適当でないこと（公益事業又は収益事業へ移行させること）。

2 定款変更の承認

定款の承認に当たっては、商慣習の違い、法務・労務・税務の違いなど、国内事業と比較してリスクが高いと考えられることから、当該法人が海外事業を行う合理的理由、事業計画を入手し、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないことや第1の1の（4）の要件を満たすことを検討し、承認すること。

3 計算書類の作成

海外事業に係る法人の計算書類の作成については、国内事業と拠点区分を分け、当該事業に係る会計処理を行うことが必要であること。

なお、外貨建の資産及び負債については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の13に従い、決算時の為替レートで換算する必要があること。その他、期中の取引等については、企業会計で適用されている外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日企業会計審議会）及び同実務指針（平成8年9月3日日本公認会計士協会）などを参考に、適切な会計処理を行う必要があること。

4 指導監査上の着眼点、指摘基準、確認書類

<着眼点>

○ 海外事業等について、所轄庁による実地調査は所轄庁の任意であること。ただし、通常の法人監査の中で、海外事業等の内容や実態を把握し、社会福祉事業の一環としての活動、公益事業又は収益事業の位置付けが適切か確認するとともに、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないことや第1の1の（4）の要件を満たすことを確かめること。

<指摘基準>

定款変更を行わずに海外事業を継続し、その原因が法人の内部管理体制の不備による場合は文書指摘によることとする。

<確認書類>

定款、理事会議事録、会計帳簿、事業報告、計算書類等

別紙2 社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について

第1 法人が運営する施設等における介護職種の技能実習生の受入れについて

1 基準等の遵守等

技能実習制度の対象職種への介護職種の追加は、技能実習制度の趣旨に沿って人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とするものである。法人が運営する施設等において介護職種の技能実習生の受入れを行う際には、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）及び「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日社援発0929第4号、老発0929第2号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）を遵守すること。

2 費用等の支弁

介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体（以下「監理団体」という。）へ、社会福祉法人が支払う費用等の支弁の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 法人が、介護職種の技能実習生を受け入れるに当たり、実習実施者として監理団体の会員又は組合員となること等に伴い必要となる監理費を支出することは認められるものであること。また、監理団体が実習実施者から監理費以外を徴収することは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）において禁止されており、実習実施者として支出することは認められないので留意すること。
- (2) 監理団体の許可を得る目的のために法人を設立する場合、登記等の手続のための初度経費（登記等の手続に要する実費に限る。）については、監理団体の会員等となる社会福祉法人から、設立中の法人に対して一時的な貸付けを行うことはできること。なお、当該貸付については、たとえ少額であったとしても社会福祉法人が貸付金債権を保有し続けることは適当ではないため、設立中の法人に償還計画を策定させる等、返済の見通しを明らかにしておくこと。
- (3) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出（例えば、年会費等）は認められるものであること。

なお、社会福祉法人が他法人へ出資をすることは制限されているが、監理団体が中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の事業協同組合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる前提として組合員となる必要がある場合にあっては、同法第10条第1項の出資を行うことは、例外的に認められるものであること。また、監理団体の許可を得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合の同項の出資についても同様であること。

- (4) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、(3)以外の支出（例えば、いわゆる出資や、財産の拠出や寄附、初度経費以外の貸付など）は認められないこと。

3 送出国における介護技能実習生候補者に対する支援等

法人が、介護職種の技能実習生の受入れを円滑に進めるため、送出国の送出機関や準備機関（以下「送出機関等」という。）と連携し、研修事業の委託や、講師の派遣等を通じて、介護職種の技能実習生候補者の送り出しへの支援等を行うことも考えられる。こうした支援等は、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）第1の2（2）ケに規定する「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」（以下「人材育成事業」という。）として、法人が行う公益事業の一つとして考えられる。

このため、定款において人材育成事業を事業として規定していない法人が、こうした支援等を行うには、新たに同事業を加える定款変更の手続きが必要となるので留意すること。

また、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

加えて、送出機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ拠出することができないとされていることから想定されないものであること。

4 その他

法人が、監理団体を通じることなく、企業単独型技能実習として介護職種の技能実習生を受け入れることは、企業単独型技能実習が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員又は密接な関係を有する外国の公私の機関（引き続き1年以上若しくは過去1年間に10億円以上の取引実績を有する取引先又は国際的な業務の連携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの）の職員を受け入れるものであることから、基本的に想定されないものであること。

第2 法人が運営する施設等における在留資格を持つ外国人介護福祉士の受入れについて

1 制度的位置付け

改正入管法においては、専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という在留資格を設けるものである。このため、法人が運営する施設等において在留資格を持つ外国人介護福祉士を受け入れることについては、国内における介護福祉士の採用と位置付けが異なるものではないこと。

また、法人が、現に人材育成事業として介護福祉士養成施設の運営等を行っており、外国人留学生を受け入れる場合については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日文科高第918号、社援発第0328002号文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知）の別添2のIの6の（9）に留意すること。

加えて、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等の認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

2 送出国における留学生候補者に対する支援等

法人が、外国人留学生候補者の受入れや、実習に対する支援を行う場合において、送出国の日本語学校等の教育機関等（以下「教育機関等」という。）と連携し、留学生候補者に対する支援等を行うことも人材育成事業の一つとして考えられる。この場合、1と同様、事業の実施に当たっては、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。加えて、教育機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ抛出することができないとされていることから想定されないものであること。

事務連絡
令和元年 8 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）社会福祉法人担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

マネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（=Financial Action Task Force））において、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準の履行状況等について加盟国間（日本も加盟国）で相互審査を行っており、社会福祉法人を含む非営利法人についても、テロリスト団体による悪用等を避けるための対策を行うことが求められています。

その対策の一つとして、各国は可能な限り、非営利法人が規制された金融チャネルを通じて取引を実施するよう非営利法人に奨励しなければならない、とされております。

つきましては、特に海外事業を行う場合等の取引の決済等について、可能な限り、各国の当局により規制された正規の金融機関を通じて実施することを奨励していただきたく、貴管内の社会福祉法人に対して情報提供をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対しても情報提供していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

【参考 1】 関連ホームページ

- 警察庁HP JAFIC（犯罪収益移転防止対策室）と国際機関等の連携
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/kokutop.htm>
- 警察庁HP 犯罪収益移転危険度調査書（平成 30 年版）
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm#p3>

【参考 2】政府において特定した、非営利法人のテロ資金供与に対する脆弱性、
非営利法人に関するテロ資金供与上の脅威の性質

- 脆弱性
 - ・テロ行為にさらされている地域やその周辺で活動を行っている。
 - ・海外送金、国外の者への資金提供を行っている。
 - ・資金提供先での資金使途が不透明である。
 - ・相当量の資金へのアクセスを有する。現金を集中的に扱う。
- 脅威の性質
 - ・テロ関係者が NPO を設立し、資金調達、資金移動、リクルート活動又はテロ支援活動を行う。
 - ・テロ関係者が NPO に関与し、寄付金を横領又は資金移動を行う。
 - ・NPO のパートナーである国外 NPO にテロ関係者が関与している。

以上